

岡山市における公立夜間中学の在り方検討会設置要綱

(設置)

第1条 この会は、「岡山市における公立夜間中学の在り方検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、岡山市教育委員会が定める、市立夜間中学の設置に関する基本方針の策定にあたり、より実態に即した夜間中学の設置を目指すため、専門的な立場からの意見聴取を目的とする。

(構成)

第3条 検討会の会員は、次に掲げる者のうちから教育長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 学校関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(会議)

第4条 検討会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長が、必要と認めるときには、検討内容に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会における意見聴取が終了した日の翌日に、その効力を失う。